

洋上風力発電船に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編及び P 編

鋼船規則検査要領 B 編及び P 編

改正事項

洋上風力発電船に関する事項

改正理由

近年の環境に対する意識の高まりを受け、再生可能エネルギーの有効活用に向けた取り組みが積極的に進められている。その 1 つとして風力発電の有効性が認識され、昨今では、風力発電設備が各地に設置されている。

特に洋上に風力発電設備を設置する場合、我が国では、欧州のように着床式に適した遠浅の海域が少ないことから、浮体式の風力発電設備に対する期待が高まっており、現在、複数の浮体式洋上風力発電設備の実証試験に関するプロジェクトが進められている。

浮体式洋上風力発電設備の支持浮体（以下、洋上風力発電船という。）には、船舶安全法が適用されることとなり、先般、国土交通省殿において、「浮体式風力発電施設技術基準」が制定された。

これを受けて、本会としても、洋上風力発電船に対する要件を整備すべく関連規則を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 P 編に洋上風力発電船に対する要件を規定した。
- (2) 規則 P 編 1.2.3 に洋上風力発電船の定義を規定した。
- (3) 検査要領 P 編 1.1.5 に洋上風力発電船の形式に応じた船級符号への付記を規定した。